

綾瀬五・六丁目自治会 防犯まちづくりニュース

「防犯まちづくり推進地区」の認定に向けた 意見交換会を開催しました！

7月3日（日曜日）、綾瀬会館で開催した意見交換会には、自治会役員の皆さん、足立区防犯専門アドバイザーの樋野公宏先生、綾瀬警察署生活安全課、区まちづくり課・危機管理課職員等の合計31名が参加しました。



防犯専門アドバイザーから 防犯まちづくりを学びました！

冒頭では、自己紹介をしながら、現在の地域での防犯活動やまちの課題を皆さんと確認し合いました。

樋野先生の講義では、見通しがよく目が行く届く状況を作り出す自然監視性の確保、住民同士のコミュニケーションやまち維持するといった『領域性の強化』など防犯まちづくりの大事なポイントをご紹介いただきました。



まち歩きで危険箇所や防犯に役立つ取組みを確認しました！

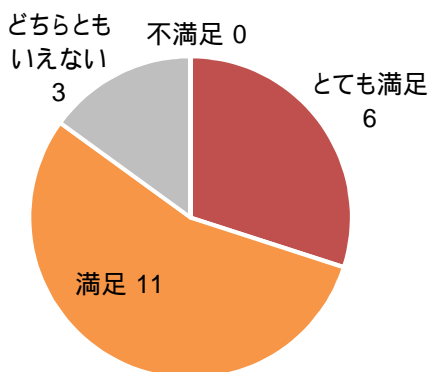
講義の後、まち歩き（まちの防犯診断再検証）へ出かけ、写真やメモをとりながら、危険とされる箇所やすでに始めている防犯の取組みを現場確認しました。



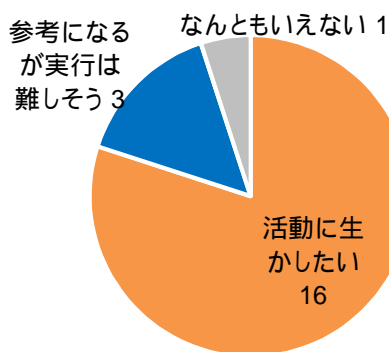
参加者の声（参加者の皆様に回答いただいたアンケートの抜粋）

（単位：人）

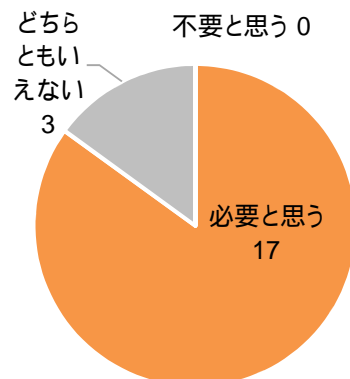
Qまち歩き(まちの防犯診断)の感想



Q樋野先生の防犯まちづくり講演の感想



Q今後の話し合いの必要性



綾瀬五・六丁目自治会の思い！

子どもや新しく転入した人にもわかりやすい「防犯まちづくり憲章」で、より安全なまちをめざします！

午後は、まち歩きをした結果を地図にまとめ「防犯まちづくり憲章」づくりを行いました。樋野先生からは、花植えやジョギングなどをしながらまちを見守る『プラス防犯』の活動をご紹介いただき、憲章の活用イメージや盛り込むべきアイデアを出してシール投票しながら、内容を固めました。

「子どもにもわかりやすい」

「転入した人に紹介できるように」

といったアイデアを取り入れ、綾瀬五・六丁目自治会の「防犯まちづくり憲章」を以下のとおりまとめました。



綾瀬五・六丁目自治会「防犯まちづくり憲章」

綾瀬五・六丁目自治会では、子どもから高齢者まで安全・安心な住みよいまちをめざして、この憲章を定めます。

綾瀬五・六丁目自治会では、

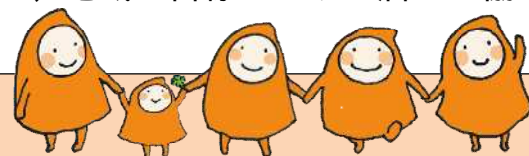
1. みんなで子どもたちを見守ります。
2. 青パトで犯罪抑止に努めます。
3. 自分から笑顔であいさつします。
4. 花壇やプランターで花を育てます。
5. まちをいつもきれいにします。
6. 防犯灯などの防犯設備を充実します。

平成28年7月3日

綾瀬五・六丁目自治会

今後、この憲章を踏まえ、綾瀬五・六丁目自治会を「防犯まちづくり推進地区」として区が認定していくこととなります。

防犯まちづくり憲章に掲げた取り組みを実行していくため、地域の皆様のより一層のご協力をお願い申し上げます。



防犯まちづくり推進地区、まちの防犯診断に関する問い合わせ先

足立区市街地整備室まちづくり課防犯まちづくり担当（区役所南館4階） 電話 03-3880-5437
足立区危機管理室危機管理課生活安全推進担当（区役所南館7階） 電話 03-3880-5838